

# 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整理に関する政令案について

平成22年6月  
海上保安庁

## 1. 背景

第171回通常国会において、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成21年法律第69号。以下「法」という。）が成立し、平成21年7月3日に公布され、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成21年政令第269号）により、平成22年7月1日に施行される。

法は、近年における海難の発生状況や海上交通に係る環境の変化等を踏まえ、船舶交通の安全の確保を図ることを目的として、

- ・一定の航路における追越しの禁止、航路出入口付近等の海域における経路の指定、航路外での待機指示、来島海峡航路における最低速力の設定等、海域の特性に応じた航法の設定
- ・海上保安庁による情報の提供及び当該情報の船舶における聴取義務、危険防止等のための海上保安庁による勧告及び当該勧告に基づき講じた措置の船舶からの報告の制度化といった船舶の航行を援助するための措置等

について定めたものである。

本政令案は、法の施行に伴い必要となる関係政令の規定の整理を行うものである。

## 2. 概要

港則法及び海上交通安全法の改正による条ずれ及び号ずれに対応するため、以下の関係政令について規定の整理を行う。

- ・港湾法施行令（昭和26年政令第4号）
- ・電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和52年政令第220号）

## 3. スケジュール（予定）

閣議	平成22年6月18日（金）
公布	平成22年6月23日（水）
施行	平成22年7月1日（木）（港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行期日に同じ。）